

▼注意点など

「上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式の選択」について、住民税において所得税等と異なる課税方式の選択を希望される人は、所得税等の確定申告書を税務署に提出するのとは別に、住民税の申告書を、税額決定通知書・納税通知書が送達されるときまでに、下川町に提出する必要があります。

この申告書を税務署に提出するのとは別に、住民税の申告書を、税額決定通知書・納税通知書が送達されるときまでに、下川町に提出する必要があります。

▼新型コロナウイルス感染症対策

申告会場内での新型コロナウィルス感染症感染防止対策として、次の事項にご協力を願います。

- 発熱等の症状のある人や体調のすぐれない人は、来場を控えてください。
- マスクを必ずご着用ください。
- 入口等に備付けのアルコール消毒液で手指を消毒願います。
- 来場の際は、できる限り少人数でお越しください。

今回の申告により令和3年度住民税額が決定するには、給与特別徴収の人（住民税を給与天引きされる人）が5月上旬頃、それ以外の人（住民税を納付書払い若しくは口座振替払い、年金特別徴収で天引きされる人）は6月上旬頃になります。なお、申告されたない収入等を確認した場合、それを加えて計算するため、申告時にお伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

こちらにお願いします。
〒078-18507
旭川中税務署内
申告書等集中処理担当部署
(名寄税務署)
住民税の申告書の作成は、町税務住民課税務・収納グループへご連絡ください。申告用紙を送付いたしますので、必要事項を記載・押印し、必要書類を添付の上、町へ提出してください。申告用紙は、下川町ホームページからダウンロード・印刷をしてご使用いただくこともできます。

名寄税務署

☎01654-2-2157

お知らせ

令和3年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります

医療機関や薬局の窓口において、オンラインでの資格確認が開始されることに伴い、事前の登録手続きを行えば、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

令和3年3月より一部の医療機関や薬局で利用可能となる予定で、マイナンバーカードを顔認証付きのカードリーダーにかざすことで本人確認及び資格確認を行います。このため、カードリーダーを設置していない医療機関や薬局では、これまで通り健康保険証が必要となります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に登録が必要です。

登録はパソコンやスマートフォンを使って「マイナポータル」（政府が運営するオンラインサービス）から行うことができます。

なお、対応するパソコンやスマートフォンをお持ちでない方は、役場税務住民課窓口に設置している端末の利用が可能ですが、登録には、マイナンバーカードと電子証明書用暗証番号（数字4桁）が必要です。ご確認のうえ、来庁をお願いします。

こちらにお願いします。

また、来場せずに、自宅で申告書を作成し、郵送等で提出することもできます。

住民税の申告書を郵送等により提出する場合は、こちらにお願いします。

名寄税務署

☎01654-2-2157

お問い合わせ

確定申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コナー」をご利用ください。申告用紙の送付を希望される人は、名寄税務署へご連絡ください。確定申告書等を郵送等により提出する場合は、

■お問い合わせ
総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178
(受付時間…平日午前9時30分から午後8時)

■お問い合わせ
保健福祉課
福祉・子育て支援グループ
☎4-2511内線125
☆4-251104